

第 59 号

令和 5 年度山梨県営電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度山梨県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度山梨県営電気事業会計予算第 5 条に次の 1 項を加える。

2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1	資本的支出	1 水力発電所建設費 保川発電所建設事業	2,734,000千円	平成 30 年度	347,000千円	3,053,000千円	平成 30 年度	347,000千円
				令和 元 年度	540,000千円		令和 元 年度	540,000千円
				令和 2 年度	491,000千円		令和 2 年度	491,000千円
				令和 3 年度	778,000千円		令和 3 年度	778,000千円
				令和 4 年度	202,000千円		令和 4 年度	202,000千円
				令和 5 年度	376,000千円		令和 5 年度	376,000千円
							令和 6 年度	143,000千円

						令和 7 年度	132,000千円
						令和 8 年度	44,000千円

第 60 号

令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	1,970,092 千円	△ 298,549 千円	1,671,543 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,571 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,717 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 828,282 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 830,136 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,969,670 千円	△ 298,549 千円	1,671,121 千円
第 1 項 企業債	435,000 千円	△ 69,000 千円	366,000 千円
第 2 項 国庫補助金	959,000 千円	△ 158,900 千円	800,100 千円
第 3 項 市町村負担金	499,832 千円	△ 69,826 千円	430,006 千円
第 4 項 他会計補助金	75,838 千円	△ 823 千円	75,015 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3,130,724 千円	△ 298,549 千円	2,832,175 千円
第 1 項 建設改良費	1,970,092 千円	△ 298,549 千円	1,671,543 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	435,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。	366,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。
計	435,000 千円				366,000 千円			

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)

1,451,321 千円

(補正予定額)

△ 823 千円

(計)

1,450,498 千円

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター沈砂池設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	60,000千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター沈砂池ポンプ設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	155,000千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター管理本館空調設備更新工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和6年度	150,000千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター水処理設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和6年度から 令和7年度まで	40,000千円

桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター水処理曝気装置更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。

令和6年度から  
令和7年度まで

330,000 千円